### 委託業務仕様書(案)

#### 1 業務名

令和7年度和歌山県ワーケーションチラシデザイン業務

### 2 業務目的

ワーケーションとは、ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用することで、リゾート地や温泉地等、普段の職場とは異なる場所で地域の魅力に触れながら仕事を行う新しいワークスタイルのことです。

和歌山県では全国に先駆けて2017年から、首都圏からのアクセスの良さ(羽田空港から熊野白浜リゾート空港まで飛行機で約1時間)、海・山・川の豊かな自然環境や世界遺産などの当県の強みを活かしたワーケーションの普及や誘致に取り組んできました。

特に当県では、企業の課題やニーズを捉え、それらに合う地域資源とマッチングを図ることでワーケーションに参加した社員が、企業の課題解決等に貢献できるような「出張型ワーケーション」を推進してきました。また、最近では、梅や山椒の収穫体験など一次産業体験と組み合わせたワーケーションや、親子で自然体験や地域交流ができるプログラムなど、地域資源を活かした様々なワーケーションプログラムが生まれています。

さらに、当県では宿泊施設やワークスペース、ワーケーションプログラムについて相談できるコーディネーターなど、ワーケーションに欠かせないサービスが民間のビジネスとしても定着しており、事業者とともにワーケーションの推進に取り組んでいます。

本業務は、主に和歌山県でのワーケーションに興味や関心のある方をターゲットに、 当県ならではのワーケーションの魅力が伝わるような PR チラシをデザインすることで さらなるワーケーション実践者の誘致、将来の関係人口創出につなげることを目的に実 施します。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

### 4 業務内容

- (1) ワーケーションチラシ(日本語版・韓国語版)の作成ア 方針
  - ①写真やイラスト等を多用するなど、和歌山県でのワーケーションに興味や関心の ある方に対して、来県を促すと思えるものとすること。
  - ②文章は簡潔かつ分かりやすい表現をとすること。

### イ 掲載内容

チラシの表面及び裏面の両面を使用し、下記の①~⑤の内容を満たすこと。

- ①和歌山県のワーケーションの魅力紹介写真やイラスト等を活用して当県でのワーケーションの魅力が伝わる内容とすること。
- ②ワークプレイス及び宿泊施設の紹介

写真やイラスト等を用いて、ワーケーションに適している和歌山県内のワークプレイスと宿泊施設をそれぞれ複数箇所紹介すること。

なお、紹介するワークプレイス及び宿泊施設は和歌山県のワーケーションウェブサイト「わかやま workation project」に既に登録されている施設とする。ただし、登録されていない施設も提案可能とするが、納品までに上記サイトへの登録を必須とする。

(ワークプレイス掲載ページ <a href="https://wakayama-workation.jp/workplace/">https://wakayama-workation.jp/workplace/</a>)<br/>(宿泊施設掲載ページ <a href="https://wakayama-workation.jp/workplace/">https://wakayama-workation.jp/workplace/</a>)

- ③和歌山県のワーケーションウェブサイト「わかやま workation project」の紹介 二次元コード等を使用し、チラシからウェブサイトにすぐにアクセスできるよう にすること。
- ④和歌山県へのアクセス
  - (i)日本語版

地図を使用し、飛行機や鉄道等を利用することで東京及び大阪から短時間で和 歌山県へアクセスできることがわかる内容とすること。

(ii)韓国語版

地図を使用し、韓国のソウル及びプサンから和歌山県へのアクセスルートや所 要時間がわかる内容とすること。

- ⑤問い合わせ先
  - (i)日本語版
    - ·担当課名(和歌山県地域振興課)
    - ・電話番号 (073-073-2930)
    - ・メールアドレス (e1001001@pref.wakayama.lg.jp)
  - (ii)韓国語版(下記の内容を韓国語に翻訳して掲載すること)
    - 担当課名(和歌山県地域振興課)
    - ・メールアドレス (e1001001@pref.wakayama.lg.jp)

## ウ 規格

サイズ: A4 版両面 1 枚

紙質:光沢紙 (コート) 90kg (厚さ(1 枚あたり):0.08mm)

使用言語:日本語版と韓国語版の2種類

なお、印刷用紙及びインキ等は、下記の環境配慮要件を満たすこと。

- ・総合評価値が80以上の印刷用紙を使用すること。
- ・植物由来の油を含有したインキ、又は化学安全性が確認されているインキを使用 すること。
- ・リサイクル適性Aランクの材料を使用して製作すること。
- ・印刷物へリサイクル適性及び環境マークを表示すること。

#### (2) その他

- ア 業務を遂行する上で必要な資料、画像等は受託者において準備すること。なお、 撮影等を行う場合は受託者において施設管理者などと調整すること。
- イ 施設情報については最新のものとすること。
- ウ 韓国語版のチラシは原則日本語版と同様のデザイン・内容(和歌山県のアクセス 及び問い合わせ先は除く)とし、文章の翻訳及び翻訳に伴うレイアウト調整を行 うこと。なお、翻訳にあたっては韓国語を母国語とする者によるネイティブチェ ックを行うとともに、本業務の目的を十分考慮し、必要に応じて補足説明を追加 すること。
- エ 校正は3回程度とする。
- オ 掲載内容(文言、写真やイラスト等)ついては、採択した企画提案をもとに受託 者と県で協議のうえ決定するものとする。また、県から変更や修正等の依頼があっ た場合は、協議の上、誠実に対応すること。

#### 5 成果品

(1) チラシデータ

再編集可能な AI データ、アウトライン化済みの AI データ、PDF データ

(2) チラシ

日本語版 2,000 枚、韓国語版 300 枚

- (3) 資材確認票(別紙)
- (4)納品期限

令和8年3月12日

(5)納品先

和歌山県地域振興課(和歌山市小松原通1-1)

### 6 留意事項

(1) 本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)、その他一切の権利(商標・意匠の出願及び登録する権利等)

は、和歌山県に帰属する。

- (2) 和歌山県及び和歌山県が認めた団体による納品物の二次使用(ウェブサイトへの掲載等)を認めるものとする。
- (3)納品物は今後、別途制作する冊子等において和歌山県及び和歌山県が業務を委託する者が再編集することを認めるものとする。
- (4) 本業務により生じた著作権の使用料は、受託者において負担するものとする。
- (5)業務の実施に当たっては、和歌山県と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じた場合は、和歌山県と受託者が協議の 上、決定する。

(別紙)					
		<u>作成年月日:</u>	年	月	日
和歌山県知事	様				

発注番号:

資 材 確 認 票

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

É	7刷資材	使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
	本文					
	表紙					
	見返し					
用紙	カバー					
ノンキ	.米百					
1 7 7	インキ類					
	製本加工					
加工	表面加工					
	その他加工					
その他	その他					
( 0)						

1

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考)1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙 リサイクル適性ランクリストを参照すること。
  - 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
  - 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

作成年月日: 年 月 日

和歌山県知事 様 発注番号:12345678

# 資 材 確 認 票

主たる事務所の所在地

## 名称及び代表者の氏名

E	]刷資材	使用有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
	本文	0	А	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
ED 44	表紙	0	А	コート紙	〇〇製紙/〇〇	
	見返し	0	Α	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
用紙	カバー	_	_			
		0	Α	平版インキ	00インキ/00	
インキ	インキ類					
177	灰					
	<b>,</b>					
	製本加工	0	Α	PUR 系ホットメルト	〇〇化学/〇〇	
加工	表面加工	0	Α	OP =ス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工	_	_			
	その他					
その他						

1

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	0
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考)1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙 リサイクル適性ランクリストを参照すること。
  - 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
  - 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。